

# 岩手県が管理する道路に係る道路占用料単価一覧表

第1級地:盛岡市、矢巾町 第2級地:北上市、奥州市、滝沢市、金ケ崎町 第3級地:第1級地及び第2級地以外の市町村

(金額の単位:円)

占用物件	単位	現行単価			改定単価 (令和6年4月1日～)				
		第1級地	第2級地	第3級地	第1級地	第2級地	第3級地		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	500	480	470	580	550	550	
	第2種電柱		770	730	720	890	850	840	
	第3種電柱		1,000	980	970	1,200	1,100	1,100	
	第1種電話柱		450	420	420	520	490	490	
	第2種電話柱		720	680	670	830	790	780	
	第3種電話柱		990	930	920	1,100	1,100	1,100	
	その他の柱類		45	42	42	52	49	49	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	4	4	4	5	5	5	
	地下に設ける電線その他の線類		3	3	3	3	3	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	440	420	410	510	480	480	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270	250	250	310	300	290	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	900	850	840	1,000	990	980	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380	360	350	430	410	410	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,200	830	760	2,100	770	670	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	900	850	840	1,000	990	980		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19	18	18	22	21	21	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27	25	25	31	30	29	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		40	38	38	47	44	44	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		54	51	50	62	59	59	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		81	76	75	93	89	88	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110	100	100	120	120	120	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190	180	180	220	210	210	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		270	250	250	310	300	290	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	900	850	840	1,000	990	980		
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	AIに0.005を乗じて得た額			AIに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの	AIに0.008を乗じて得た額			AIに0.006を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの	AIに0.01を乗じて得た額			AIに0.007を乗じて得た額			
	上空に設ける通路		1,100	420	380	1,000	380	330	
地下に設ける通路		670	250	230	630	230	200		
その他のもの		900	850	840	1,000	990	980		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	22	8	8	21	8	7	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	220	83	76	210	77	67	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	220	83	76	210	77	67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	2,200	830	760	2,100	770	670
	標識		1本につき1年	720	680	670	830	790	780
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	22	8	8	21	8	7
		その他のもの	1本につき1月	220	83	76	210	77	67
	幕(政令第7条第4号に掲げる工施用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	22	8	8	21	8	7
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	220	83	76	210	77	67
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,200	830	760	2,100	770	670
その他のもの			1,100	420	380	1,000	380	330	
政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	900	850	840	1,000	990	980		
政令第7条第3号に掲げる施設		AIに0.033を乗じて得た額			AIに0.031を乗じて得た額				
政令第7条第4号に掲げる工施用施設及び同条第5号に掲げる工施用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	220	83	76	210	77	67		
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		90	85	84	100	99	98		

占有物件		単位	現行単価			改定単価 (令和6年4月1日～)			
			第1級地	第2級地	第3級地	第1級地	第2級地	第3級地	
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額			Aに0.017を乗じて得た額			
	地下(トンネルの上の地下を除く。)		階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額			Aに0.004を乗じて得た額		
	に設けるもの		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額			Aに0.006を乗じて得た額		
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額			Aに0.007を乗じて得た額		
			その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額			Aに0.025を乗じて得た額		
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額			Aに0.022を乗じて得た額			
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額			Aに0.031を乗じて得た額			
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額			Aに0.025を乗じて得た額			
政令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額			Aに0.031を乗じて得た額			

(注)Aは、近傍類似の土地の時価であること。